

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる社会

(鹿屋市男女共同参画推進条例前文より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

2 策定の趣旨

少子高齢化による人口減少社会の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

本市においては、平成21年3月に「かのや男女共同参画プラン」を、平成26年3月には「鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、総合的かつ体系的に男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組を進めてきています。また、平成28年4月には、本市における男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者等、行政が連携・協力して取り組んでいくために、「鹿屋市男女共同参画推進条例」を制定・施行したところです。

平成29年度に行った市民意識調査の結果から、固定的性別役割分担意識は少しずつ解消されつつあるものの、これらの意識から生じる男女間格差・不平等感を社会の中で感じている人はいまだに多い状況にあり、男女が、お互いの人権を尊重しつつ、それぞれの個性や能力を発揮し、対等なパートナーとして社会の様々な分野に参画していくためには、引き続き計画的に取組を進めていく必要があります。

なお、計画の「重点目標Ⅰ」を平成27年に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「推進計画」とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。

このような状況を踏まえ、今後も、市民や事業者等と連携・協力して男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2019年度からの計画（男女共同参画基本計画）を新たに策定するものです。

3 計画の期間と位置付け

(1) 計画の期間

本計画の期間は2019年度を初年度とする2028年度までの10年間とします。

なお、社会・経済情勢、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画の位置付け

- ① 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び鹿屋市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく基本計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV防止計画）を包含します。

- ② 国の第4次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第3次鹿児島県男女共同参画基本計画、第2次鹿屋市総合計画、その他の関連計画と整合性を図り策定しています。

